

平成30年度

# 行政監査結果報告書

【高額備品の使用及び管理状況等】

平成31年1月

鳥取県監査委員



第 1 0 0 号  
平成31年1月22日

鳥取県議会議長	稲田 寿久	様
鳥取県知事	平井 伸治	様
鳥取県教育委員会教育長	山本 仁志	様
鳥取県公安委員会委員長	増谷 立夫	様
鳥取県人事委員会委員長	上田 博久	様
鳥取県労働委員会会長	濱田 由紀子	様

鳥取県監査委員 小林 敬典

鳥取県監査委員 湯口 夏史

鳥取県監査委員 山根 朋洋

鳥取県監査委員 内田 博長

鳥取県監査委員 坂野 経三郎

## 行政監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。



## 目 次

<b>第 1</b>	<b>監査の概要</b> . . . . .	1
1	行政監査の趣旨 . . . . .	1
2	監査対象事務 . . . . .	1
3	背景 . . . . .	1
4	目的 . . . . .	1
5	監査の対象備品 . . . . .	1
6	監査の対象機関及び実施方法 . . . . .	1
7	実施期間 . . . . .	1
8	監査の着眼点 . . . . .	1
9	監査の執行者 . . . . .	2
<b>第 2</b>	<b>監査対象高額備品の概要</b> . . . . .	3
<b>第 3</b>	<b>監査結果及び意見</b> . . . . .	6
1	監査結果 . . . . .	6
2	着眼点に沿った監査結果及び監査意見 . . . . .	6
	(1) 調達手続について . . . . .	6
	(2) 利用状況について . . . . .	8
	(3) 管理状況について . . . . .	9
	(4) その他の所見 . . . . .	10
 (参考)		
	資料 1 高額備品の設置・保管の状況 (抜粋) . . . . .	13
	資料 2 物品の適正な管理について . . . . .	14



## 第1 監査の概要

### 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適正に行われているかどうかについて実施するもので、本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施している。

### 2 監査対象事務

高額備品の使用及び管理状況等について

### 3 背景

- (1) 平成25年度決算に係る定期監査の重点項目監査（「高額物品等の管理及び使用状況等について」）において、試験研究機関や県立学校及び指定管理者への貸付物品について不適切な事例が多くあった。
- (2) 平成28年度決算に係る定期監査において、県立学校で耐用年数に達していない備品を大量に亡失していた等の不適切な事例が複数あった。
- (3) 指定管理者に対する貸付物品の照合については、鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）に基づき貸付期間中（3年又は5年）に1回だけで良いこととなっている。

しかし、平成28年度決算に係る定期監査において、物品について契約上は貸付物品として記載されているにもかかわらず現物が存在しないものがある一方、記載されていないにもかかわらず物品を貸付けているものがある等の不適切な事例があった。

### 4 目的

県有財産（高額備品）の実態を確認し、今後の財産の調達手続並びに使用及び管理において、適切な執行に資するものとする。

### 5 監査の対象備品

取得価格が500万円以上の備品 131件

※平成22年4月1日から平成29年3月31日までに取得したもの（稼働時期が限定されている車両（除雪車、凍結防止剤散布車）及び緊急車両を除く。）

### 6 監査の対象機関及び実施方法

- (1) 対象機関 試験・研究機関、県立学校等（38機関）
- (2) 実施方法 対象機関に監査調書の提出を求め、このうち19機関で実地監査を行い、19機関で書面監査を実施した。

### 7 実施期間

平成30年4月16日から平成30年12月18日までの間に実施した。

### 8 監査の着眼点

#### (1) 調達手続について

- ア 調達方法は適切か
- イ 機種指定の場合、その理由は適切か
- ウ 仕様書の内容は適切か
- エ 借入、委託等が可能かどうかの検討を行っているか

(2) 利用状況について

- ア 取得目的に沿って使用しているか
- イ 使用頻度は適切か
- ウ 使用頻度が著しく低い場合の理由はなにか
- エ 使用実績がないものは、今後、使用等の見込みがあるか

(3) 管理状況について

- ア 点検等必要なメンテナンスを行っているか
- イ 保管場所は適切か（災害等の備えはできているか）
- ウ 故障等そのまま放置されているものはないか
- エ 使用していないにもかかわらず費用が発生していないか
- オ 指定管理者との貸付契約（変更契約）は適切か

(4) その他の所見

- ア 貸付期間外の保管場所の権原について
- イ 耐用年数の設定について
- ウ 施設の不適切な使用状況について

9 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	こ	ばやし	たか	のり
	小	林	敬	典
監査委員	ゆ	ぐち	なつ	み
	湯	口	夏	史
監査委員	やま	ね	とも	ひろ
	山	根	朋	洋
監査委員	うち	だ	ひろ	みち
	内	田	博	長
監査委員	さか	の	けいさぶろう	
	坂	野	経三郎	

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員内田博長及び坂野経三郎は、県議会事務局について監査を行っていない。



## 第2 監査対象高額備品の概要

平成22年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得した備品のうち取得価格が500万円以上のものとし、当該備品を保有する機関を監査実施機関として選定した。

### 〔監査対象外としたもの〕

- ・稼働時期が限定されている車両（除雪車、凍結防止剤散布車）
- ・緊急車両

### 〔監査実施機関 38機関（131件）〕

【単位：千円（千円未満四捨五入）】

番号	品名	取得年度	取得価格	監査対象機関		委員監査					
						実地	書面				
1	mcAccessデジタル無線機器	* H25	5,780	危機管理局	危機対策・情報課		○				
2	可搬型衛星地球局	* H25	23,730								
3	可搬型モニタリングポスト	* H25	6,615		原子力安全対策課	○					
4	可搬型モニタリングポスト	* H25	6,615								
5	可搬型モニタリングポスト	* H25	6,615								
6	可搬型モニタリングポスト	* H25	6,615								
7	大型車両除染用資機材	H28	20,086								
8	モニタリング車	* H28	26,381								
9	航空機用外部電源装置(車載型)	H26	15,079		消防防災航空センター		○				
10	移動式消防訓練施設	H25	12,495		消防学校	○					
11	鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達備品一式	H28	99,031	総務部	情報政策課	○					
12	多目的ホール用プロジェクター	H22	8,190	地域振興部	文化政策課		○				
13	バスケットゴール台	H22	9,240								
14	バスケットゴール台	H22	9,240								
15	柔道畳	H27	10,012					スポーツ課	○		
16	自動計時審判装置	H27	25,749								
17	競泳用自動審判計時システム	H27	36,946								
18	柔道畳	H28	13,866					福祉保健部	健康医療局 医療政策課		○
19	トレーニング機器一式(ベンチプレス・パワーラック他)	H28	6,738								
20	浮遊型ベッド	H26	9,978								
21	放射線検出用体表面モニタ	H26	8,068								
22	ホールボディカウンタ	H26	37,584	総合療育センター	○						
23	デジタルX線TVシステム	* H23	19,845								
24	陽・陰圧体式人工呼吸器	* H24	5,229								
25	シャワー入浴装置	* H24	7,508								
26	シャワー入浴装置PAO	* H25	6,983								
27	医療用画像システム参照用ビューワ	* H26	6,124								
28	エックス線CT装置	* H27	27,216								
29	医用画像情報システムサーバ	* H27	7,776	生活環境部	くらしの安心局 水環境保全課						
30	ガスクロマトグラフ質量分析装置 Agilent5975C	H22	9,123								
31	低線量放射線測定装置	* H24	5,066					危機管理局	原子力安全対策課 ※平成30年3月16日に 水・大気環境課から保管 換	○	
32	低線量放射線測定装置	* H24	5,066								
33	ダストモニタ	* H25	7,550								
34	ダストモニタ	* H25	7,550								
35	ヨウ素モニタ	* H25	6,275								
36	ヨウ素モニタ	* H25	6,275								

番号	品名	取得年度	取得価格	監査対象機関	委員監査				
					実地	書面			
37	ハンドル式移動棚	H26	5,929	くらしの安心局 水環境保全課					
38	原子吸光度計	H27	13,500						
39	ゲルマニウム半導体核種分析装置	* H24	18,879	原子力環境センター	○				
40	ゲルマニウム半導体核種分析装置	* H24	16,170						
41	ガラス線量計システム	* H25	10,200						
42	低バックグラウンド液体シンチレーション 計数装置	* H26	18,941						
43	電気炉	* H27	5,238						
44	サンプルチェンジャ付ゲルマニウム 半導体核種分析装置	* H27	46,440						
45	積算線量計照射システム	* H27	27,216						
46	写真判定装置	H24	26,706	緑豊かな自然課		○			
47	スケートボードセクション	H24	15,750						
48	園路マット	H26	5,929						
49	写真判定装置(1カメラ仕様)	H27	8,737						
50	バスケットゴール一式	H27	11,286						
51	陸上競技用ハードル一式	H27	7,339	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	○				
52	バスケットゴール一式	H28	11,286						
53	ダイオウイカ標本(展示用水槽付属)	* H27	14,450	生活環境部					
54	デジタル地球儀	* H28	5,613						
55	ガスクロマトグラフ(電子捕獲検出器、 高感度窒素リン検出器)	H22	6,080						
56	パージ&トラップ試料濃縮装置	H22	11,886						
57	エネルギー補償形モニタリングポスト	* H23	8,642						
58	エネルギー分散形X線分析装置	* H23	14,910						
59	フレーム原子吸光度計	H23	6,030						
60	グラファイトファーンネス原子吸光度計	H23	11,459						
61	固相抽出用定流量ポンプ	H23	8,370						
62	マイクロ波試料前処理装置	* H24	7,875						
63	イオンクロマトグラフシステム	* H24	13,771						
64	システム生物顕微鏡	H24	6,090						
65	タンデム四重極液体クロマトグラフ質量 分析装置	H25	46,095						
66	誘導結合プラズマ質量分析装置	H25	24,780						
67	ガスクロマトグラフ質量分析装置	H25	21,735						
68	ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証 プラント	H25	28,350						
69	研究用小型ロータリーキルン	H26	5,838						
70	高速液体クロマトグラフ分析装置	* H26	11,070						
71	水質自動分析装置	H26	20,542						
72	リアルタイムPCRシステム	H28	6,804						
73	ハンドヘルド型蛍光X線分析装置	H28	5,918						
74	ダンプトラック	* H23	5,491				農林水産部		
75	トラクター	H26	6,048						
76	自走式給餌機	H26	9,559						
77	オガ粉製造機	* H25	15,929						
78	ダンプトラック	H25	5,405						
79	トラクター	H26	6,695						
80	肉分析計	H26	5,122						
81	ストロープリンター	H26	5,292						
82	ガスクロマトグラフ質量分析計(GCMS/ MS)システム	H28	32,292						
83	ミストシャワーシステム	* H28	5,486						
				農業大学校		○			
				農業振興戦略監 畜産課	○				
				畜産試験場		○			

番号	品名	取得年度	取得価格	監査対象機関	委員監査					
					実地	書面				
84	リアルタイムPCR	* H25	5,801	農林水産部	倉吉家畜保健衛生所	○				
85	高速液体クロマトグラフ	* H26	8,208							
86	多検体電気泳動装置	* H27	5,027							
87	密閉式自動固定包埋装置	* H27	5,882							
88	沿岸潮流観測ブイ	H23	35,995					水産試験場		○
89	原子吸光度計	* H23	5,765					園芸試験場		○
90	高速小型調査船	H22	28,875					栽培漁業センター	○	
91	散水車	H22	8,597	県土整備部	鳥取県土整備事務所	○				
92	KDS大型藻刈機	H23	13,650							
93	路面清掃車(真空式)	H28	22,453							
94	連続式摩擦係数測定車	H26	20,239							
95	クレーン用グラブバケット及び運搬用台車	* H27	14,472	鳥取空港管理事務所	○					
96	クレーン用グラブバケット及び運搬用台車	* H27	14,472							
97	側溝清掃車	H22	12,274							
98	路面清掃車(ブラシ式)	H26	29,930	中部総合事務所	中部総合事務所 県土整備局	○				
99	藻刈り船	* H28	6,264							
100	側溝清掃車	H22	12,274	西部総合事務所	西部総合事務所 米子県土整備局	○				
101	散水車	H27	6,437							
102	応急修理車(4×4 クレーン付)	* H26	5,069							
103	鳥取県防災情報システム 日野総合事務所テレメータ監視装置	* H22	18,690							
104	マシニングセンター	* H26	12,204	教育委員会	鳥取工業高等学校		○			
105	万能試験機制御装置	H28	5,940							
106	発芽庫	* H24	6,510							
107	普通旋盤	* H25	6,269							
108	集塵機	* H26	7,009							
109	自走式給餌機	* H25	8,341							
110	トラクター	* H27	10,940							
111	コンバイン	* H28	6,475							
112	トラクター	* H28	8,362							
113	CNC三次元測定機	* H27	6,078							
114	プール用エアテント	H22	6,899							
115	水理実験装置	* H22	13,440							
116	ワイヤカット放電加工機	* H23	9,450							
117	高速精密旋盤	H28	8,100							
118	マイクロバス(普通乗合自動車)	* H25	5,244							
119	調理殺菌装置	* H27	15,660							
120	ガス固定パンオープン(LPガス用)	* H24	5,119							
121	会議システム一式	H22	5,145	県議会事務局	県議会事務局	○				
122	交通安全教育車	* H22	14,862	警察本部	警務部会計課	○				
123	ヘリコプターテレビシステム機上設備	* H25	171,463							
124	自走式航空機用直流電源車	H25	8,786							
125	ベクトル道路地図データ	H25	5,250							
126	油圧テストスタンド	H25	7,862							
127	DNA自動抽出精製装置	* H26	5,162							
128	カラー写真自動処理機	* H27	9,148							
129	ベクトル道路地図データ	H27	5,184							
130	デジタルヘリコプターテレビ用地上設備	* H27	81,756							
131	DNA自動抽出精製装置	* H28	5,162							
計	131件								38	19

(注)品名欄に \*がある備品は、第3の2の(1)アに記載のとおり部局内で選定会議を開催する等の検討を行っていたもの。(67件)

### 第3 監査結果及び意見

#### 1 監査結果

今回の監査では、対象高額備品を取得した目的や主たる使用者のほか、調達手続から管理状況等に関する聴き取りを行った。

今回監査を行った高額備品については、調達手続、利用状況、管理状況等について一部改善が必要なものが見受けられた。

改善又は検討が望まれる点について以下に述べるので、適切に対応されたい。  
なお、今回の監査対象としなかった備品についても参考とされたい。

#### 2 着眼点に沿った監査結果及び監査意見

##### (1) 調達手続について

###### ア 調達方法は適切か

明文の規定はないが、調達すべき物品によっては、物品の仕様等について慎重な検討が必要であるとの観点から、どのような方法により検討したか確認したところ、情報政策課の鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達備品一式及び水産試験場の沿岸潮流観測ブイの調達については、外部の有識者を交えた検討会議により慎重な検討がなされていた。また、67件については、部局内で選定会議を開催する等、十分な検討がなされていた。

一方、総合療育センターのシャワー入浴装置P A Oについては、通園部に導入し、短時間で高い保温性が保たれるといった効果があったことから看護部にも導入したものの、ストレッチャーの移動空間が確保できない場所に設置したことにより、ほとんど使用されていなかった。

また、衛生環境研究所の研究用小型ロータリーキルンについては、特段の検討会議等を経ることなく導入したところ、実験に必要な熱量が得られないことが判明し、ほとんど使用されないまま保管されていた。

については、物品の調達に当たっては、設置場所及び利用形態も含めて検討されたい。

また、今後も必要に応じて外部の有識者を交えた検討会議を開催するなど、慎重に仕様の決定や機種を選定を行うよう努められたい。

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格(千円)
26	総合療育センター	シャワー入浴装置P A O	H25	6,983
69	衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン	H26	5,838

###### イ 機種指定の場合、その理由は適切か

物品の調達に当たり、特定銘柄の選定は原則としてできないが、特に指定の必要がある場合には理由を文書により明確にして選定（以下「機種指定」という。）することができることとされている。

機種指定を行ったのは40件であり、指定について具体的な理由等が示されていたものの、次表に記載した物品16件は、機種指定でありながら仕様書に規格・品質を同時に記載して発注しており、機種指定なのか仕様に適合する物品でよいのか非常に紛らわしく、受注者において混乱を生じるおそれがあった。

については、機種指定による調達の場合は、機種指定であることを明確にした上で発注手続を進められたい。

(参考) 鳥取県物品事務取扱規則の運用方針及び留意事項について (抜粋)  
(平成14年5月14日鳥取県出納局長通知)

第6条関係 (取得の請求等)

1 物品の取得手続

(9) 特定銘柄の選定について

特定銘柄の選定は原則としてできないが、特に指定の必要がある場合は、当該物品の選定理由書を物品請求書に添付することとする。選定理由書は任意の様式とし、課長又は課長相当職の者の私印を押印するものとする。

ただし、請求所属が取得手続を行う物品については、物品請求書に選定理由を明記することで選定理由書の作成は省略できるものとする。

機種指定でありながら仕様書に規格・品質も同時に記載していたものの一覧

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格 (千円)
23	総合療育センター	デジタルX線TVシステム等	H23	19,845
24	〃	陽・陰圧体外式人工呼吸器	H24	5,229
25	〃	シャワー入浴装置	H24	7,508
27	〃	医療用画像システム参照用ビューワ	H26	6,124
28	〃	エックス線CT装置	H27	27,216
29	〃	医療用画像情報システムサーバ	H27	7,776
55	衛生環境研究所	ガスクロマトグラフ (電子捕獲検出器、高感度窒素リン検出器)	H22	6,080
56	〃	ページ&トラップ試料濃縮装置	H22	11,886
76	農業大学校	自走式給餌機	H26	9,559
80	畜産試験場	肉分析計	H26	5,122
82	〃	ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS/MS) システム	H28	32,292
84	倉吉家畜保健衛生所	リアルタイムPCR	H25	5,801
85	〃	高速液体クロマトグラフ	H26	8,208
86	〃	多検体電気泳動装置	H27	5,027
87	〃	密閉式自動固定包埋装置	H27	5,882
113	倉吉総合産業高等学校	CNC三次元測定器	H27	6,078

ウ 仕様書の内容は適切か

必要な仕様が適切に設定されているか確認したところ、機種指定を除く91件のうち90件で適切に内容が定められていたが、衛生環境研究所の研究用小型ロータリーキルンについては仕様書が適切に定められていなかった。

なお、仕様書の確認に加えて、機種指定の理由又は仕様書の内容の状況に沿って入札方法等の契約手続も合わせて確認したところ、特段の問題はなかった。

については、物品の調達手続に当たって必要な性能を把握し、仕様書に正確に反映するよう努められたい。

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格(千円)
69	衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン	H26	5,838

エ 借入、委託等が可能かどうかの検討を行っているか

経費の効率的な使用の観点から、物品の購入による方法に代えて物品の借入れ、外部委託等による方法を検討したかどうか確認したところ、6件において検討されていた。

については、今後も借入れや外部委託等の可能性について、必要に応じて比較検討を行うよう努められたい。

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格(千円)
56	衛生環境研究所	ページ&トラップ試料濃縮装置	H22	11,886
90	栽培漁業センター	高速小型調査船	H22	28,875
100	西部総合事務所 米子県土整備局	側溝清掃車	H22	12,274
101	〃	散水車	H27	6,437
102	西部総合事務所 日野振興センター 日野県土整備局	応急修理車(4×4 クレーン付)	H26	5,069
103	〃	鳥取県防災情報システム日野総合事務所テレメータ監視装置	H22	18,690

(2) 利用状況について

ア 取得目的に沿って使用しているか

物品を導入した目的及び利用者(県職員か、貸付先か、委託先か等)の状況を確認した上で、当該目的に沿った使用に供されているかについて確認したところ、特に問題はなかった。

イ 使用頻度は適切か及びウ 使用頻度が著しく低い場合の理由はなにか

調査対象であった131件の内、128件については導入時の想定どおりに利用されていた。

しかしながら、総合療育センターのシャワー入浴装置P A O及び衛生環境研究所の研究用小型ロータリーキルンは、(1)アのとおり、ほとんど使用されていなかった。

また、衛生環境研究所のブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラントは、平成28年度に研究が終了したため、平成29年度以降は全く利用されていなかった。

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格(千円)
26	総合療育センター	シャワー入浴装置P A O	H25	6,983
69	衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン	H26	5,838
68	〃	ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント	H25	28,350

#### エ 使用実績がないものは、今後、使用等の見込みがあるか

イ及びウの3件については、いずれも今後の使用方針が具体的に見込まれている状況にはなかった。

については、使用見込みのない高額備品にあつては、「物品の適正な管理について(平成26年12月19日付庶務集中局長通知)」により、速やかに処理方針を定められたい。

また、今後、同様の状況が生じたときは、他機関での利活用が見込めるものについては保管換え等速やかな対応を図られたい。

(参考) 物品の適正な管理について(通知)(抜粋)

(平成26年12月19日付庶務集中局長通知)

#### 4 使用見込みのない物品の処分等について

故障して修理ができず使用できないもの、あるいは業務の廃止や機器の更新により使用見込みのないものなどが放置されたままになっているとの指摘もあったので、今後の利用計画等について十分検討を行うとともに、不用と判断したものについては、速やかに売却や棄却等の処分の検討を行うこと。ただし、他機関での利活用が見込めるものについては保管換え等を行い、有効活用を図ること。

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格(千円)
26	総合療育センター	シャワー入浴装置P A O	H25	6,983
68	衛生環境研究所	ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント	H25	28,350
69	〃	研究用小型ロータリーキルン	H26	5,838

### (3) 管理状況について

#### ア 点検等必要なメンテナンスを行っているか

物品の保守点検について確認したところ、特に問題はなかった。

イ 保管場所は適切か（災害等の備えはできているか）

保管の状況及び防災対策について確認したところ、次の3件については、保管状況が不適当であった。

① 鳥取県土整備事務所：K D S 大型藻刈機  
鳥取市所有の無蓋の敷地に通年保管しており、財産管理上不適切であり、劣化を早めるおそれもあるものと認められた。

② 鳥取空港管理事務所：連続式摩擦係数測定車  
本来は積雪時の滑走路の摩擦係数を測定するために導入したものであるが、平素滑走路等の目視点検にも利用しているため、事務所に近接した無蓋の敷地内に駐車しており、海に近い場所であることもあって、劣化を早めるおそれがあるものと認められた。  
**については、財産管理上、また、早期の性能劣化を避けるため、適切な管理方法を検討されたい。**

③ 衛生環境研究所：ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント  
平成28年度までは企業Aと共同研究するため、同企業倉庫で使用しており、共同研究期間満了後も企業Aとの保管契約の締結などの特段の法的根拠もなく引き続き同企業倉庫に保管されていた。  
**については、所有者である県として適切な管理方法を検討されたい。**

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格 (千円)
92	鳥取県土整備事務所	K D S 大型藻刈機	H23	13,650
94	鳥取空港管理事務所	連続式摩擦係数測定車	H26	20,239
68	衛生環境研究所	ブラウン管ファンネルガラスリサイクル実証プラント	H25	28,350

ウ 故障等そのまま放置されているものはないか

利用がなかったものについて確認したところ、特に問題はなかった。

エ 使用していないにもかかわらず費用が発生していないか

費用が発生しているものについて確認したところ、法定点検等の機器の性能維持に必要なものと認められ、特に問題はなかった。

オ 指定管理者との貸付契約（変更契約）は適切か

指定管理者との7件の貸付契約が締結されていることを確認したが、特に問題はなかった。

(4) その他の所見

今回の監査を実施した結果、次のような課題が確認された。

ア 貸付期間外の保管場所の権原について

鳥取県土整備事務所のK D S 大型藻刈機については、鳥取市所有地で通年保管されているが、貸付期間は5月から11月までであり、貸付期間外の保管



場所の使用について権原が不明確な状況にある。

**については、貸付期間外の保管場所の使用権原について明確にされたい。**

(参考) 藻刈機貸付契約書 (抜粋)

(契約日：平成29年5月19日)

貸付者鳥取県 (以下「甲」という。) と、借受者鳥取市 (以下「乙」という。) とは、江川除草業務委託契約に基づく委託事務実施のため、藻刈機 (以下「物品」という。) の貸付けについて、次の条項により契約を締結する。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、平成29年5月19日から平成29年11月30日までとする。

(管理)

第5条 乙は、借り受けた物品について備品台帳を備え付け、これを記録管理するとともに、借り受けた物品を常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、管理中において生じた故障等については、乙の負担において修理を完了しなければならない。

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格 (千円)
92	鳥取県土整備事務所	K D S 大型藻刈機	H23	13,650

#### イ 耐用年数の設定について

栽培漁業センターの高速小型調査船は、平成22年に購入されたところ、物品事務取扱規則で定める備品分類表には「調査船」の項目がないことから「その他の舟・舟用品」の項を適用して、耐用年数を5年間と設定している。

しかしながら、同種の構造 (FRP製) を有する船舶の実稼働状況を勘案すると著しく短いものと考えられる。

また、すでに耐用年数を経過していることから、固定資産台帳上の帳簿価格は平成27年度末から1円となっており、その後の財産価値との乖離があると思われる。

**については、耐用年数の設定に当たって、物品事務取扱規則の備品分類表に直接該当する項目がない場合において、単に「その他」に分類し年数を適用するのではなく、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) の規定を参考とするなど、より適切な期間を設定するよう努められたい。**

(参考)

物品事務取扱規則第3条第3項関係【備品分類表】 (抜粋)

分類		整理品目	耐用年数	分類の説明
分類1	分類2	名称		
3 事務用 品類	10 舟・舟 用品類	救助用舟艇	12	競技用を含む
		巡視艇	14	
		ボート・ヨット	5	
		その他の舟・舟用品	5	

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格 (千円)
90	栽培漁業センター	高速小型調査船	H22	28,875

#### ウ 施設の不適切な使用状況について

備品の使用・保管状況を確認したところ、次の2件については、使用・保管状況が不適当であった。

- ① 総合療育センター：シャワー入浴装置 P A O  
第3の2の(2)イのとおり、ほとんど使用されていないほか、設置場所(病棟浴室)を無意味に占有している状態にあった。
- ② 衛生環境研究所：研究用小型ロータリーキルン  
非常時の避難経路として確保されるべき廊下に保管されており、安全な避難の妨げとなるおそれがあった。  
については、使用見込みのない高額備品にあつては、「物品の適正な管理について(平成26年12月19日付庶務集中局長通知)」により、速やかに処理方針を定められたい。  
また、今後、同様の状況が生じたときは、他機関での利活用が見込めるものについては保管換え等速やかな対応を図られたい。(第3の2の(2)エと同じ。)

番号	監査対象機関	品名	取得年度	取得価格 (千円)
26	総合療育センター	シャワー入浴装置 P A O	H25	6,983
69	衛生環境研究所	研究用小型ロータリーキルン	H26	5,838

## 参 考



(資料1)

高額備品の設置・保管の状況（抜粋） 略



本 庁 各 課 ( 室 ) 長  
各 出 納 機 関 の 長  
鳥 取 県 教 育 委 員 会 事 務 局 各 課 長  
鳥 取 県 警 察 本 部 警 務 部 会 計 課 長  
鳥 取 県 各 種 委 員 ( 会 ) 事 務 局 長  
鳥 取 県 議 会 事 務 局 長  
鳥 取 県 企 業 局 長  
鳥 取 県 病 院 局 長

} 様

鳥取県会計管理者庶務集中局長  
( 公 印 省 略 )

物品の適正な管理について (通知)

平成 25 年度決算に係る定期監査において、鳥取県物品事務取扱規則 (以下「規則」という。) 第 14 条の規定による物品の照合 (物品出納簿と現物の確認) について、照合の結果、現物の確認ができない物品が多く所属で見受けられたこと、また、そのままの状態でも長期間放置されていたことなど物品の適正な管理が行われていないとの指摘を受けたところでもあります。

また、定期監査重点事項として、取得価格 500 万円以上の物品について監査が行われた結果、故障等により使用できない状態のものが処分されず放置されていること、貸付物品についても同様な状態のものが貸付けされていることなど不適切な事例も指摘されているところです。

については、県が保管、管理する物品は、県民の大切な財産であるとの認識を新たにいただき、適切な管理を行うよう職員に徹底を図っていただくとともに、下記事項について貴職をはじめ所属職員へ御周知くださるようお願いいたします。

記

1 物品の照合の実施について

物品の照合については、規則第 14 条の規定により、原則、年 1 回以上実施することとされているが、未実施の所属も相当数あったことも指摘されているので、照合は、物品の適正な管理を行う上で必要なことであり、必ず実施すること。

2 物品の照合後の措置について

(1) 物品保管主任は、照合を行った場合には、必ず照合の結果を所属長に報告し、所属内で情報共有ができるようにすること。

また、物品出納簿と現物が一致しない場合は、所属長は、原因の調査等必要な措置を物品保管主任をはじめ所属職員に対して指示するものとし、その結果の報告を受け、適切な措置をとること。

なお、照合結果が所属内で情報共有でき、適切な措置がとれるよう、別途規則の運用方針を改正し、「検査票」の様式の見直しを行う予定である。

(2) 調査の結果、物品出納簿と現物の不一致の原因が判明した場合は、その原因に沿って処理することとなるが、その場合、経緯等がわかる書類を添付して決裁を受けるなど当該処理を行う根拠を明らかにしておくこと。

(3) 物品出納簿と現物の不一致の原因が、調査を尽くしても判明しない場合は、不明のままの状態でも放置することなく、その時点で「亡失」として処理すること。また、併せて、物品亡失損

傷報告（DBで）も行うこと。

### 3 備品登録手続の適正処理について

(1) 備品の異動、特に組織改正に伴う備品のやりとりや、不用品として処分等を行う場合には、保管換えや不用品処分手続を確実にを行うとともに、物品管理システム（以下「システム」という。）により必ず処理を行うこと。

また、特に不用品の処分に際しては、処分が終了したときは、処分日の入力を忘れないよう注意すること。

(2) 備品が納入され納品日を入力し、交付通知書を出力することにより、備品はシステムに物品出納簿として自動的に登録されるしくみとなっている。したがって、保管換えや不用品処分の決裁等による手続（紙での決裁）のほか、併せてシステム上の処理をしなければシステムに物品出納簿が残ったままの状態になってしまうので、システムでの処理を必ず行うこと。

また、備品がシステムに登録されたら、速やかに備品シールを出力し、備品に確実に貼付すること。

(3) 物品出納簿の登録事項として、「保管場所」（保管場所コードにより管理）を登録することとされているが、保管場所コードが入力されていないものや、保管場所が変更されているにもかかわらず保管場所コードが変更されていないものも見受けられるが、照合を効率的かつ適確に行う上で保管場所の登録は必要なので、実際に保管されている場所を確認の上、正確に入力（登録）すること。

### 4 使用見込みのない物品の処分等について

故障して修理ができず使用できないもの、あるいは業務の廃止や機器の更新により使用見込みのないものなどが放置されたままになっているとの指摘もあったので、今後の利用計画等について十分検討を行うとともに、不用と判断したものについては、速やかに売却や棄却等の処分の検討を行うこと。ただし、他機関での利活用が見込めるものについては保管換え等を行い、有効活用を図ること。

なお、出納機関においては、処分に際して、取得価格等によっては、知事の承認が必要な場合もあるので注意すること。

### 5 貸付物品に係る管理について

(1) 貸付期間中の物品についても、貸付期間中に1回以上照合することとされているので照合を確実に実施し、亡失や損傷等がないかどうか十分確認を行うこと。

なお、貸付期間が1年を超えるものについては、照合とは別に借受者から定期的に貸付物品の状況について報告を受けるなど状況把握を行うこと。

(2) 特に、継続して貸付けている場合には、実際の返還等が生じないことから、検査が形骸化しないよう注意すること。

(3) 貸付中の物品についても、状況把握ができていないため、故障等により使用できない状態のものや既に処分され現物が存在しないもの、あるいは貸付しているにもかかわらず貸付契約書（貸付物品一覧）に登載されていないものがあつたとの指摘があつたので、照合時や契約の更新時のときに確認するなど貸付物品の状況を適確に把握し、適正な貸付契約の締結や管理を行うこと。

また、適正な使用、管理について、貸付契約で規定されている事項が遵守されるよう改めて貸付契約の相手方に対して指導を行うこと。

担 当：物品契約課 坂 本  
電 話：0857-26-7425  
ファクシミリ：0857-26-8118